

10年保存
機密性 1
平成27年3月27日から 平成37年3月26日まで

基発0327第28号
平成27年3月27日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

学習塾の講師に係る労働時間の適正な把握、賃金の適正な支払等について

学習塾の講師については、講師が授業以外に行う質問対応、報告書の作成等に要した時間が労働時間として適正に把握されず、これらの時間に対する賃金や割増賃金が支払われていないなどの事案もみられるところである。

このため、今般、別添のとおり、本職から学習塾を経営する企業等が加盟する関係団体の長に対して要請を行ったところである。

については、引き続き、学習塾の講師に係る労働時間の適正な把握、賃金の適正な支払等について、的確に対応されたい。

別記各団体の長 殿

厚生労働省労働基準局長

学習塾の講師に係る労働時間の適正な把握、賃金の適正な支払等について（要請）

日頃から労働基準行政の運営について格別の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働基準法及び最低賃金法においては、労働時間、賃金その他の労働条件の最低基準を定めており、使用者はこれを遵守する必要があります。

特に、労働基準法が定める労働時間（1週間について40時間、1日について8時間）を超える時間外労働を行わせる場合には、同法第36条第1項に基づく協定（以下「時間外・休日労働協定」といいます。）を労使間で締結し、所轄の労働基準監督署長あて届出を行った上で、実際の時間外労働時間は時間外・休日労働協定で定める延長時間の範囲内とする必要があります。

また、使用者は、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」（平成13年4月6日付け基発339号）に基づき、労働時間を適正に把握し、これを記録するなど労働時間を適切に管理する責務を有しています。

一般的に、使用者の指揮命令下における作業等に従事した時間は労働時間と評価されるところですが、労働基準監督署の労働基準監督官が実施した学習塾に対する監督指導において、別添の監督指導事例のとおり、一部の学習塾においては、講師が授業以外の時間に行った質問対応、報告書の作成等に要した時間が労働時間として適正に把握されず、これらの時間に対する賃金や割増賃金が支払われていないなどの事案がみられるところ です。

つきましては、各学習塾の講師についても、使用者の指揮命令下における授業以外に行う質問対応、報告書の作成等に要した時間を労働時間として適正に把握していただき、賃金や割増賃金を適正に支払うなど、労働基準法及び最低賃金法に基づき適正に労務管理を実施されるよう、貴会員への周知を要請いたします。

なお、厚生労働省におきましては、労働時間、賃金その他の労働条件や労務管理に関する情報発信を行い、労働者、事業主や企業の労務管理を担当している方を始めとする方々

に御理解いただくため、別添資料のとおり、「労働条件ポータルサイト」
(<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>) を開設し、情報提供に努めているほか、労使
当事者から無料で御相談等を電話でお受けする「労働条件ほっとライン」(0120-811-610)
を開設しておりますので、これらにつきましても併せて、貴会員への周知をお願いいたし
ます。

監督指導事例

事例 1	
<p>授業開始時刻 20 分前に講師を出勤させ、ミーティングに参加させていたが、この授業開始前 20 分分の賃金を支払っていなかったもの。(※ 1)</p> <p>また、授業終了後の質問対応について、実際に質問対応に要した時間にかかわらず一律に 100 円を支給するのみであったため、当該時間分の賃金の支払が不足していたもの。(※ 1)</p> <p>さらに、時間外・休日労働協定の締結・届出なく時間外労働を行わせていたもの。(※ 2)</p>	
監督署の対応	<p>※ 1 : 労働基準法第 24 条 (賃金支払) 違反</p> <p>※ 2 : 労働基準法第 32 条 (労働時間) 違反</p>
事例 2	
<p>アルバイト講師について、自己申告により、労働時間を把握することとしていたが、授業以外に、授業後の報告書及び生徒ごとのカリキュラムの作成を行わせていたにもかかわらず、当該作業については授業時間内に作成すべきものであるとして、当該作業に要した時間を労働時間として申告させず (※ 1)、賃金及び法定労働時間である 1 日 8 時間を超える時間外労働に対する時間外割増賃金を支払っていなかったもの。(※ 2)</p>	
監督署の対応	<p>※ 1 : 労働時間の適正把握について指導</p> <p>※ 2 : 労基法第 24 条 (賃金支払) 違反 労基法第 37 条 (割増賃金) 違反</p>
事例 3	
<p>アルバイト講師について、授業前の 10 分及び授業時間の 80 分の合計 90 分を「1 コマ」とし、「1 コマ」単位で賃金計算を行い賃金を支払うこととしているが、生徒の欠席により授業が中止となった場合には、代わりに事務作業を行わせ、「1 コマ」1,200 円 (時間給に換算して 800 円) を支給していたが、当該支払額は県の地域別最低賃金額を下回っていたもの。(※ 1)</p> <p>また、授業や事務作業が時間外労働となった場合であっても、「1 コマ」単位で計算した通常の労働時間部分の賃金のみ支払い、時間外割増賃金を支払っていなかったもの。(※ 2)</p> <p>さらに、時間外・休日労働協定の締結・届出なく時間外労働を行わせていたもの。(※ 3)</p>	
監督署の対応	<p>※ 1 : 最低賃金法第 4 条 (最低賃金) 違反</p> <p>※ 2 : 労働基準法第 37 条 (割増賃金) 違反</p> <p>※ 3 : 労働基準法第 32 条 (労働時間) 違反</p>

事例 4	
アルバイト講師について、時間外・休日労働協定の締結・届出なく、夏休み等の期間においては、「1コマ」90分の授業を、1日に最多で「7コマ」（合計10時間30分）行わせるなど、1日の法定労働時間（8時間）を超える時間外労働を行わせていたもの。（※1）	
監督署の対応	※1：労働基準法第32条（労働時間）違反

事例 5	
アルバイト講師について、残業申請書により、時間外労働時間を把握することとしていたが、授業時間の延長等により時間外労働を行わせていたにもかかわらず、残業申請書の未提出を理由として、時間外労働時間を適正に把握せず（※1）、時間外割増賃金の支払が不足していたもの。（※2）	
監督署の対応	※1：労働時間の適正把握について指導 ※2：労働基準法第37条（割増賃金）違反

別記

- ・公益社団法人全国学習塾協会
（東京都豊島区目白3丁目5番11号）
- ・一般社団法人日本青少年育成協会
（東京都新宿区神楽坂6-46 ローベル神楽坂ビル7階）
- ・全国学習塾協同組合
（東京都豊島区目白3丁目14番19号シャンツェ・岩倉3階）
- ・私塾協同組合連合会
（埼玉県川越市山田東町1707-3（英進学院内））
- ・NPO法人学習塾全国連合協議会
（東京都中野区弥生町5丁目5番11号 むさし野ゼミナール内）
- ・全日本私塾教育ネットワーク
（東京都板橋区仲宿55-8-205 ナカジユク内）
- ・一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会
（東京都港区虎ノ門3丁目6番2号 第2秋山ビル1階）